インフルエンザ罹患報告書について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止となります。つきましては、病院受診時に自宅療養期間を医師に確認し、下記報告書(保護者記入押印)を登校時に担任へ提出してください。

出席停止期間の基準 【発症した後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで】

*「発症」とはインフルエンザ様症状(発熱)が始まった日です。症状が出た翌日を1日目として数えます。 インフルエンザウイルスは、解熱後も体内に残存しています。自身の健康回復のため、感染拡大予防の ためにも出席停止期間を守り、自宅にて安静に過ごしてください。

例

発症 0日目 発症	発症 1日目 解熱	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目 登校可能	発症 7日目
発症				解熱	,	———	登校可能

報告書 (インフルエンザ用)

		年_	組	番生物	走名			
				<u>保部</u>	護者名			Ð
診断名	<u>インファ</u>	-						
発症日 (症状が出た日)	<u>令和</u>	年	月	日				
解熱した日	令和	年	月	日				
自宅療養期間	<u>令和</u>	年	月	日から	o 令和	年	月	日
医師からの指示	事項など							